平成２６年（フ）第４２５６号
大阪市平野区加美北８丁目２番１―202号
破産者　平山　篤史
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２９１号
大阪府摂津市東正雀17番39―102号　パールハイツ、前住所大阪府摂津市一津屋３丁目11番８号
破産者　こりとること　川西由利子
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４０４号
大阪府大東市北条５丁目８番20号、住民票上の住所大阪府大東市北条１丁目14番37号
破産者　中田　隆幸
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４２５号
大阪府高槻市芝生町１丁目43番１号　ローンコート205号
破産者　中田　雅子
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８９号
堺市西区浜寺船尾町西４丁552番地　晴光荘
破産者　小松　　浩
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
大阪府柏原市国分本町７丁目10番25―101号　カーサアリエッタ、前住所堺市西区鳳西町１丁54番地101　アパガーデンコート鳳西1307号
破産者　前原　　武
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４８２号
大阪府羽曳野市島泉１丁目５番13号、前住所大阪府羽曳野市野501番地の42
破産者　森下　隆広
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８２２号
大阪府藤井寺市野中３丁目２番24号
破産者　小原　正昭
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５２３号
広島県東広島市黒瀬町大多田370番地62
破産者　和久利伸吾
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３４号
広島市安佐南区伴東８丁目２番16号
破産者　小谷　憲司
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６８号
徳島県徳島市末広４丁目１番９―103号　光ハイツ、旧住所徳島県徳島市西新浜町２丁目１番45号
破産者　大島　隆史
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９０号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須34番地４、旧住所兵庫県神戸市北区有野中町２丁目２番12―203号
破産者　北羅　　武
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４９６号
北九州市小倉北区緑ケ丘２丁目11番34号　フラッツ緑ヶ丘102号
破産者　中島　信二
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５１７号
北九州市八幡西区筒井町13番16―314号
破産者　西山太次吉
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５１９号
福岡県遠賀郡水巻町鯉口１番203号
破産者　清水　悦子
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５２８号
北九州市小倉北区片野４丁目15番13―609号
破産者　江田　幸隆
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６３号
沖縄県中頭郡北谷町字桑江256番地　大江アパート202
破産者　金森　研三
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第８７号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅２―４―５―１
破産者　熊倉　美季
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係